

用語集

あ行

一般競争入札

一般競争入札による売却は、国があらかじめ決めた最低売却価格（予定価格）以上で、最も高い金額で有効な入札をした方が購入できる方法です。一般競争入札のうち期間入札では、不動産取引にあまり馴染みのない個人の方にも参加していただけるよう、最低売却価格（予定価格）を公表しています。（第2章04）

か行

旧軍港市国有財産処理審議会

参考資料04参照。

旧軍用財産

旧日本軍（陸軍や海軍）が所有していた土地や建物などで、戦後、大蔵省（現財務省）が旧日本軍から引継いで管理している国有財産です。（参考資料04）

行政財産

国が行政上の目的のために所有しているもので、庁舎や国有林野のように国がその事務や事業に直接使用するものと、国道や国営公園のように国民が使用するものなどがあります。行政財産はその性格から「公用財産」、「公共用財産」、「皇室用財産」、「森林経営用財産」の4種類に区分されません。（序編P4）

権利床

国有財産が市街地再開発事業に取り込まれたことにより、国が取得する再開発建物の床です。（第3章08）

公共随契

国有地を地方公共団体、社会福祉法人、学校法人などに対し公共性の高い用途に供するための随意契約です。

公共用財産

国において一般公衆の自由な使用の目的に供する財産で、公園、道路、河川、湖沼などがあります。（序編P5）

公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供する財産で、行政事務のための庁舎や刑務所、国家公務員宿舎などがあります。（序編P5）

皇室用財産

国において皇室の用に供する財産で、皇居、御所、御用邸、陵墓などがあります。（序編P5）

国有財産信託契約

普通財産の有効活用又は処分の促進等を図るため、受託者に当該土地を信託し、受託者が建築物の建築等を行うとともに管理、賃貸、処分等を行うことを目的とした契約です。（第2章16）

国有財産台帳

参考資料 25 参照。

国有財産地方審議会

参考資料 04 参照。

さ行

財政制度等審議会国有財産分科会

参考資料 04 参照。

財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定

財政投融资特別会計は、財政融資資金勘定、投資勘定及び特定国有財産整備勘定の 3 勘定に区分されています。これらのうち、特定国有財産整備勘定は、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産（公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。）の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が平成 21 年度末で廃止されたことに伴い、同年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成 22 年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられています。なお、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定です。（第 3 章 06）

実地監査

財務大臣が、各省各庁から提出される資料や報告によっても国有財産の

状況を把握できないときなどに、実地に調査を行い、第三者的立場から国有財産の管理及び処分について検討し、客観性を持った意見を表明することです。（第 4 章 01）

主幹事証券会社選定基準

主幹事証券会社の選定についての基本方針及び留意すべき事項（選定手順、審査基準、評価方法等）のことを指します。

政府保有株式の公正・公平な処分を確保する観点から、株式の売出しにおいて中心的な役割を果たす主幹事証券会社の選定基準については、財政制度等審議会国有財産分科会において審議の上、答申をいただいています。（第 5 章 03）

取得調整

国有財産を取得する場合には、予算措置や取得の相手方との交渉が必要となるケースが多いことから、財務大臣への取得（所管換を含む）の協議に先立って、あらかじめ各省各庁における庁舎敷地の取得等の予定を把握し、国有財産の有効利用を図る見地からその内容を検討し、必要な調整を行うことです。（第 3 章 02）

取得等調整計画

第 3 章 03 参照。

使用収益の許可

行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することを指します。

使用調整

庁舎等を適切かつ効率的に使用するため、所管替、所属替、用途の変更その他方法により、その使用につき必要な調整をすることです。例えば、ある庁舎を現に使用している A 官署を他の庁舎に移転させ、又はその一部を明けさせて、そこに B 官署を入れることにより庁舎の使用効率を高めることなどがあります。（第 3 章 02）

使用調整計画

第 3 章 04 参照。

所管換

各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことです（国有財産の管理主体の変更）。

【例】財務省⇒農林水産省、国土交通省⇒防衛省など。

所属替

同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一つの部局等の所属に属する国有財産を他の部局等の所管に移すことです。

【例】財務省（財務局⇒国税局）、法務省（法務局⇒検察庁）など。

森林経営用財産

国において森林経営の用に供する財産で、国の所有に属する森林原野などがあります。（序編 P 5）

た行

地区計画活用型一般競争入札

国有地を含む一定の区域を対象に地区計画を定めた上で行う一般競争入札です。（第 2 章 14）

貯留施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものです（特定都市河川浸水被害対策法第 2 条第 6 項）。（参考資料 11）

定期借地制度

第 2 章 10 参照。

特定国有財産整備計画

第 3 章 06 参照。

独法国庫納付財産

独立行政法人において、国費を財源として取得した財産が、独立行政法人の業務の見直し、社会経済情勢の変化等により、将来的に確実に業務に使用しないと認められた不要財産について、財産となり、国庫に帰属された財産を指します。

な行

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者により行う一般競争入札です。（第 2 章 15）

は行

BCP用宿舎

災害発生時等における初動体制確保に資するようために設けられたBCP等に基づく緊急参集要員のための宿舎を指します。(第3章22)

普通財産

普通財産とは、行政財産以外は一切の国有財産をいいます。普通財産は特定の行政目的に直ちに用いられることのないもので、その多くは旧軍の財産であるとか、行政目的に使用しなくなった庁舎などの跡地や、金銭の代わりに相続税として物納された土地、建物などです。

財務省(財務局)では、私たちのくらしに役立つように地域の様々な要望を調整しながら、これらの財産を公園、学校、公営住宅、福祉施設など公用、公共用の施設の用地として都道府県や市町村に売却したり、貸付けしたりすることで、有効活用を図るとともに、国の財政に貢献しています。

また、公用、公共用の利用要望のないものについては、一般の方に売却したりしています。(序編P4)

ま行

マーケットサウンディング

留保財産の利用方針案の検討にあたり、地域の利活用の意見を集約するため、取組内容や事業方式などについて、事業に関心のある民間事業者等に対し市場調査を行うことです。

未利用国有地

宅地や宅地見込地で現に未利用となっている土地、または、現況が農地、山林等の財産で周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれる土地です(単独利用困難な土地、特定国有財産整備計画に基づく処分すべき財産は除きます)。

ら行

留保財産

将来世代におけるニーズへの対応のため、有用性が高く希少な国有地について国が所有権を留保している土地です。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付で活用を図ります。(第2章07)

利用困難財産

崖地、のり地、湿地、砂地、原野及び森林等で、その性質上直ちに利用又は処分できない土地のほか、無道路地、袋地、地形狭長又は数量僅少等のため、単独で利用することが困難な土地のことをいいます。なお、国境離島(沖縄島及び沖縄島と架橋等により連結された島を除く)、森林・水源地その他保全の対象となる土地も含まれません。

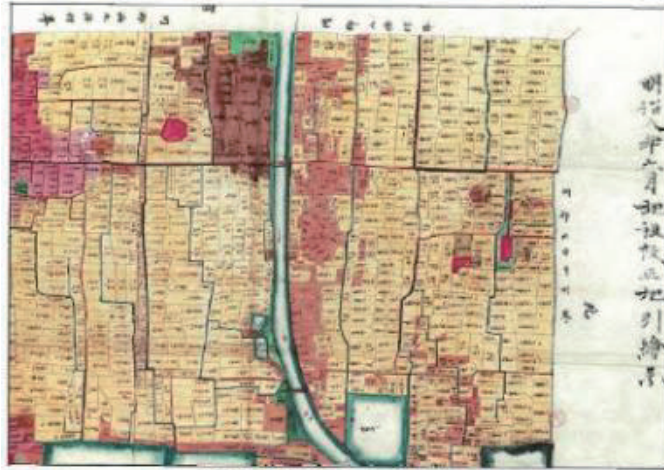
遊水地

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量(ピーク流量)を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたものです(河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項)。(参考資料11)

各財務局の所在地・連絡先

局名	所在地	電話番号
北海道財務局	〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
東北財務局	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-263-1111
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111
北陸財務局	〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860
東海財務局	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	052-951-1772
近畿財務局	〒540-8550 大阪府中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6390
中国財務局	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-221-9221
四国財務局	〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-7780
九州財務局	〒860-8585 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟	096-353-6351
福岡財務支局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館	092-411-5095
沖縄総合事務局財務部	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0091

ご存知ですか？ 国有財産の始まり



地租改正地引絵図 (部分) 明治12年

地租改正地引き図面

(税務大学校 税務情報センター 租税史料室所蔵)

明治維新により成立した明治政府の下で、1873年（明治6年）の地租改正条例により地租（税金）を賦課するため、全国の土地について実地調査が行われました。

不動産における国有財産の始まりについては、明治維新当時までさかのぼることとなります。

そして民有地と確認されたものについては地券が交付され、翌1874年（明治7年）11月7日の太政官布告「改正地所名称区別」により官有地と民有地の区別の基準が明確になりました。

こうして地租賦課の対象となる民有地が確定した結果、官有地（国有地）の範囲も明らかになり、不動産における国有財産の概念が成立することとなりました。

財務省では、この太政官布告が発せられた11月7日を「国有財産の日」と位置付けています。



地租改正測量絵図 (秋田県立博物館所蔵)